

土浦市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写し及び住民票記載事項証明書、同法第15条の4第1項に規定する除票の写し及び除票記載事項証明書、同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し並びに同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写し
- (2) 戸籍法第10条第1項に規定する戸籍謄本等及び同法第12条の2に規定する除籍謄本等並びに同法第120条に規定する戸籍証明書及び除籍証明書

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項、第15条の4第1項、第20条第1項又は第21条の3第1項の規定により前項第1号に掲げる書類の交付を請求する者の代理人（第7条の規定による通知に係る未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）を除く。）
- (2) 住民基本台帳法第12条の3第1項若しくは第2項、第15条の4第3項若しくは第4項、第20条第3項若しくは第4項又は第21条の3第3項若しくは第4項の規定により前項第1号に掲げる書類が必要である旨の申出をする者（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に規定する業務のために当該申出をする特定事務受任者（同法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者をいう。）を除く。）
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号に掲げる書類の交付を請求する者の代理人（第7条の規定による通知に係る法定代理人を除く。）

(4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により前項第2号に掲げる書類の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者(次項及び次条第1項において「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法第6条第1項の規定により市長が作成した住民基本台帳若しくは同法第15条の2第1項の除票簿に記録され、又は同法第16条第1項の規定により市長が作成した戸籍の附票若しくは同法第21条第1項の戸籍の附票の除票簿に記録されている者

(2) 戸籍法第7条に規定する戸籍簿(以下「戸籍簿」という。)又は同法第12条第1項の除籍簿に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象者としなない。

(登録の申請)

第4条 本人通知制度を利用しようとする対象者又はその代理人(以下「申請者」という。)は、土浦市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、個人番号カード、旅券、運転免許証その他の本人(申請者が代理人であるときは、当該代理人本人)であることを示す書類(第3項において「本人確認書類」という。)を提示し、又は提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者が代理人であるときは、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類(同項の規定による申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市に備える戸籍簿その他の書類によって法定代理人であることを確認することができるときは、これを省略することができる。

(2) 本人の委任による代理人 委任状

3 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付する方法により、第1

項の規定による申請をすることができる。この場合において、申請者は、当該申請者の本人確認書類の写し（申請者が代理人であるときは、当該代理人の本人確認書類の写し及び前項に規定する書類）を送付するものとする。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により第1項に規定する申請書を持参することができないとき。

(2) 市外に居住しているとき。

(登録者名簿への登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、土浦市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録者名簿（様式第2号）に当該申請者を登録するものとする。

(登録の内容の変更等)

第6条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録の内容に変更が生じたとき、又は当該登録を廃止しようとするときは、土浦市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録変更（廃止）届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項後段、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(登録者等への通知)

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、土浦市住民票の写し等の第三者交付通知書（様式第4号）により当該登録者又はその法定代理人に通知するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による登録を取り消すものとする。

(1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 第6条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより前条に規定する通知書が返戻されたとき。

(3) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(4) 登録者が国内に住所を有しないこととなったとき。

(5) 住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により職権で住民票を消除したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。